

東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業

入札説明書

令和6年2月

東紀州環境施設組合

東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業

入札説明書

《目 次》

第1章	入札説明書の位置づけ	1
第2章	事業内容に関する事項	2
1	事業名	2
2	本事業の対象となる公共施設等の種類	2
3	公共施設等の管理者	2
4	一般事項	2
5	本施設の概要	4
6	事業方式等	4
7	契約の形態	4
8	事業期間	4
9	関係法令等の遵守	5
10	事業期間終了後の措置	5
11	事業の対象となる業務範囲	5
第3章	入札に関する事項	7
1	入札に関するスケジュール	7
2	入札手続き等	8
3	入札参加資格要件	16
第4章	応募者の審査及び落札者の決定	20
1	審査機関	20
2	落札者の決定方法	20
第5章	本事業に関する提示条件	22
1	事業者の収入	22
2	地元雇用や地元企業の活用	22
3	組合が適用を予定している交付金について	22
4	保険	22
5	想定されるリスクの分担	22
6	停止期間中等の処理対象物の処理	23
第6章	落札者決定後の手続き並びに契約に関する事項	24
1	基本協定の締結	24
2	契約内容の協議	24
3	事業契約の締結	24
4	特別目的会社の設立（特別目的会社を設立する場合）	24
5	地位の譲渡等	25
6	入札保証金及び契約保証金	25
第7章	公表資料の一覧	26
1	入札説明書添付資料	26
2	別添資料	26

用語の定義

東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業入札説明書で用いる用語を次のとおり定義する。

- 組 合：東紀州環境施設組合をいう。
- 5 市 町：尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町の2市3町をいう。
- 本 事 業：東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業をいう。
- 本 施 設：本事業において設計・建設され、運営されるエネルギー回収型廃棄物処理施設をいい、工場棟（管理諸室を含む。）、計量棟のほか、駐車場、構内道路、配管、構内サイン、構内照明、植栽等の事業実施区域内の設備、建築物及びこれらの付帯設備を含めていう。
- 本 工 事：本施設の設計・建設業務をいう。
- プ ラ ン ト：本施設のうち、処理対象物の処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。
- 建 築 物 等：本施設のうち、プラントを除く設備及び建築物（駐車場、構内道路等を含む。）を総称していう。
- D B O 方 式：Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる公設民営方式の事業手法をいう。
- 事 業 者：組合と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。また、建設事業者と運営事業者を総称していう。
- 建 設 事 業 者：組合と建設工事請負契約を締結する者で、本工事を行う事業者をいう。
- 運 営 事 業 者：組合と運営業務委託契約を締結する者で、本施設の運営業務を行う事業者をいう。
- 事 業 実 施 区 域：本事業を実施する区域をいう。
- 基 本 協 定：事業者の選定後、本事業開始のための準備行為等の基本的事項等について、組合と落札者の間で締結される協定をいう。

基本契約：事業者に本事業を一括で発注するために、組合と建設事業者及び運営事業者で締結する契約をいう。

建設工事請負契約：本事業の設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と建設事業者が締結する契約をいう。

運營業務委託契約：本事業の運營業務の実施のために、基本契約に基づき、組合と運営事業者が締結する契約をいう。

事業契約：本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の総称をいう。

地方公共団体：地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に定められている普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合及び財産区）をいう。

応募者：本事業の入札手続に参加する複数企業で構成されるグループをいう。

代表企業：応募者のうち、代表して応募手続等を行う企業をいう。

構成企業：応募者を構成する企業をいう（代表企業を含む）。

構成員：特別目的会社を設立する場合において、構成企業のうち、特別目的会社に出資を行う企業をいう。

協力企業：特別目的会社を設立する場合において、構成企業のうち、特別目的会社に出資を行わない企業をいう。

事業者選定委員会：東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会設置要綱（令和5年5月1日告示第6号）に基づき、組合が設置する東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会のことをいう。

落札者：事業者選定委員会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として組合が決定した応募者をいう。

特別目的会社：本施設の運營業務の実施のみを目的として設立される株式会社をいう。SPCともいう。

入札説明書：本事業の入札に参加する者に対して、組合が事業条件、参加手続

等を説明するための書類をいう。

入札説明書等：本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、事業契約書案、落札者決定基準等の書類をいう。

設計・建設業務：本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。

運営業務：本事業のうち、本施設の運営に係る業務をいう。

本施設の要求性能：組合が定めた要求水準書（設計建設業務編）及び建設事業者が策定した事業提案書が定める、本施設が備えているべき性能及び機能をいう。

搬入可能物：本施設で受け入れるものをいう。

処理対象物：搬入可能物のうち、本施設で処理するものをいう。

処理困難物：搬入可能物のうち、本施設では処理せずに外部処理委託又は最終処分するものをいう。

交付金：循環型社会形成推進交付金をいう。

第1章 入札説明書の位置づけ

組合は、東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の規定に準じて実施するため、令和5年11月21日に「東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業 実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表した。

入札説明書は、本事業を実施する事業者選定のための総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）に適用するものであり、本事業に係る入札公告に基づく事業者の募集及び選定等については、入札説明書等及びこれらに関する質問回答により実施する。

応募者は、入札説明書等の内容を十分理解した上で、本事業の目的に沿った条件で必要な書類等の作成を行うものとする。

第2章 事業内容に関する事項

1 事業名

東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業

2 本事業の対象となる公共施設等の種類

エネルギー回収型廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者

東紀州環境施設組合 管理者 加藤 千速

4 一般事項

三重県の東紀州地域に位置する尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町の2市3町（以下「5市町」という。）では、ごみ処理施設の老朽化等に伴い、ごみ処理の広域化・集約化に向けた検討が続けられてきた。令和3年4月には5市町を構成市町とする組合が設立され、5市町による新ごみ処理施設（「以下「本施設」という。）を組合において整備・運営していくこととなった。

本事業は、組合が令和5年2月に策定した「東紀州広域ごみ処理施設整備基本計画」において掲げた6つの施設整備基本方針のもとで本施設を整備・運営することにより、処理対象物の適正処理、生活環境の保全、有害物質のさらなる削減を図るとともに、循環型社会形成の推進を図ることを目的とする。なお、6つの施設整備基本方針は、次に示すとおりである。

【施設整備基本方針】

新ごみ処理施設の整備にあたっては、広域ごみ処理施設整備基本構想（令和2年11月以下、「基本構想」という。）で掲げられた基本方針を踏襲し、施設整備を進めることとする。

(1) 安全・安心で信頼性の高い施設

生活環境の保全に万全を期すとともに、廃棄物の適正処理を維持するため、安全かつ安定的な稼働が可能な施設とする。

(2) 環境にやさしく、地域と調和した施設

地球温暖化防止に向け、環境負荷を低減するとともに、有害物の排出を抑制し周辺環境保全に努める。

(3) 循環型社会形成に寄与する施設

エネルギー回収や資源リサイクルを推進し、循環型社会形成に寄与するとともに、環境学習を通じて環境意識の啓発ができる施設とする。

(4) 経済性に優れた施設

処理方式や発注方式を最適化し、施設整備費と運営費を含むライフサイクルコストを低減する施設とする。

(5) 災害に強い施設

津波等の災害に対応するため、耐震性・耐水性に備えた強靱な施設とするとともに災害時の廃棄物処理にも対応可能な施設とする。

(6) 長期にわたり健全で寿命の長い施設

「ストックマネジメント」を導入し、効率的な保全管理を行うことで施設機能を適正に維持する。また、長寿命化を図ることで施設のライフサイクルコストを低減する。

5 本施設の概要

本施設の概要を示す。

項目	概 要		
事業実施場所	三重県尾鷲市矢浜真砂地内		
事業実施区域	「入札説明書添付資料－1 事業実施区域」参照		
本施設	工場棟	① 処理対象物	① 可燃ごみ ② 可燃性粗大ごみ ③ 脱水汚泥 ④ その他（災害廃棄物等）
		② 炉形式	全連続燃焼式ストーカ炉
		③ 施設規模	59 t/24h (29.5 t/24h×2炉)
	計量棟	① 形式	ロードセル式（4点支持式）
		② 数量	3基以上 （入口用2基以上、出口用1基以上）
	その他 関連施設等	管理棟（工場棟と合棟、別棟いずれも可とする。）、洗車場、駐車場、調整池、構内道路、構内サイン、構内照明、植栽、その他	

6 事業方式等

本事業における施設の整備・運営はDBO方式により実施する。

事業者のうち、建設事業者は本施設の設計・建設業務を行う。また、運営事業者は、20年間の運営期間にわたって、本施設の運営業務を実施する。

7 契約の形態

- (1) 組合は、落札者と基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。
- (2) 組合は、事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。
- (3) 組合は、基本契約に基づいて、建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。
- (4) 組合は、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約を締結する。なお、組合は、運営事業者として特別目的会社の設立を義務付けていないが、特別目的会社の設立を妨げるものではない。
- (5) 事業契約の契約スキームの概要を「入札説明書添付資料－2 契約スキーム（例）」に示す。

8 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

- (1) 設計・建設期間：事業契約締結日から令和10年3月まで

(2) 運営期間 : 令和10年4月から令和30年3月まで (20年間)

9 関係法令等の遵守

組合及び事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を始め、必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

10 事業期間終了後の措置

組合は本施設を30年以上にわたって使用する予定であり、事業者は30年以上の使用を前提として設計・建設業務及び運営業務を行うこと。また、事業者は、事業期間終了時に本施設を組合の定める明け渡し時における本施設の要求水準を満足する状態に保って、組合に引継ぐものとする。本施設の事業期間終了時の措置について、運営開始後15年目（令和24年度）の時点において、組合及び事業者は協議を開始するものとする。

11 事業の対象となる業務範囲

本事業において事業者及び組合が行う事業の範囲は次のとおりとする（「入札説明書添付資料－3 役割分担概念図」参照）。なお、各項目の詳細については要求水準書に示す。

(1) 事業者が行う業務

ア 本施設の設計に関する業務

(ア) 本施設の設計

(イ) 組合が提示する調査結果以外に必要な事前調査

(ロ) 組合の交付金申請支援

(ハ) 設計に係る許認可申請等

(ニ) その他これらを実施する上で必要な業務

イ 本施設の建設に関する業務

(ア) 本施設の建設

(イ) 近隣対応（事業者が実施する業務に関連するもの）

(ロ) 建設工事に係る許認可申請等

(ハ) その他これらを実施する上で必要な業務

ウ 本施設の運営に関する業務

(ア) 運転管理業務

(イ) 維持管理業務

(ロ) 測定管理業務

(ハ) 防災等管理業務

(ニ) 運営関連業務（行政視察対応の支援も含む。）

(ホ) 情報管理業務

(ヘ) 近隣対応（事業者が実施する業務に関連するもの）

(ニ) その他これらを実施する上で必要な業務

(2) 組合及び5市町が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務

- (ア) 近隣対応（事業者が実施する業務以外）【組合】
- (イ) 本施設の交付金申請手続【組合】
- (ロ) 本施設の設計・建設モニタリング【組合】
- (エ) その他これらを実施する上で必要な業務【組合】

イ 本施設の運営に関する業務

- (ア) 本施設への搬入可能物の搬入【5市町】
- (イ) 焼却主灰、飛灰処理物及び処理困難物の運搬【組合】
- (ロ) 焼却主灰、飛灰処理物及び処理困難物の資源化又は最終処分【組合】
- (エ) 近隣対応（事業者が実施する業務以外）【組合】
- (オ) 行政視察対応【組合】
- (カ) 運営モニタリング【組合】
- (キ) その他これらを実施する上で必要な業務【組合】

第3章 入札に関する事項

1 入札に関するスケジュール

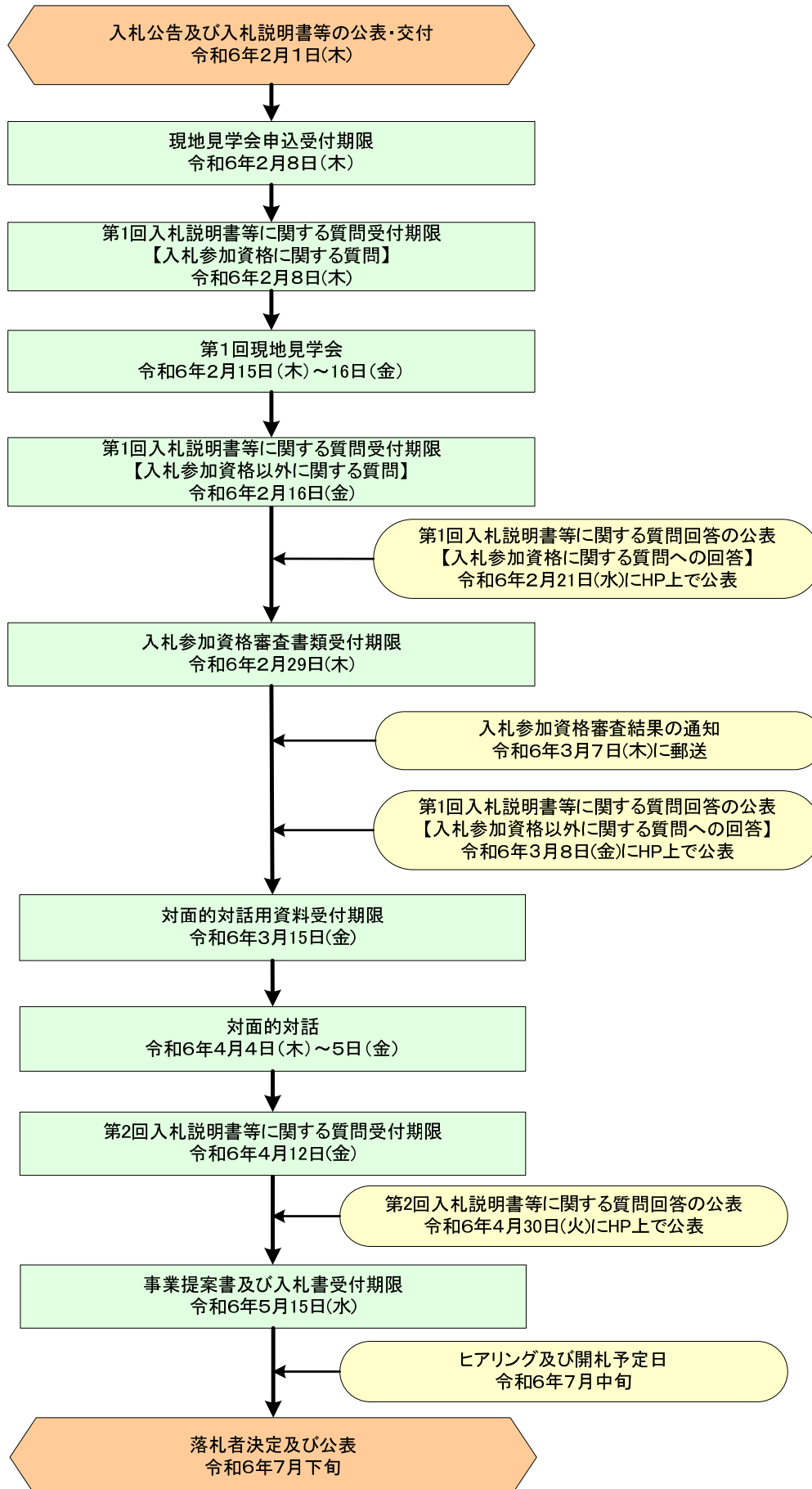
本事業の実施スケジュールは、次を予定している。

内 容	日 程
① 入札公告及び入札説明書等の公表・交付	令和6年2月1日（木）
② 現地見学会申込受付期限	令和6年2月8日（木）
③ 第1回入札説明書等に関する質問受付期限 【入札参加資格に関する質問】	令和6年2月8日（木）
④ 現地見学会	令和6年2月15日（木）～ 16日（金）
⑤ 第1回入札説明書等に関する質問受付期限 【入札参加資格以外に関する質問】	令和6年2月16日（金）
⑥ 第1回入札説明書等に関する質問回答の公表 【入札参加資格に関する質問への回答】	令和6年2月21日（水）
⑦ 入札参加資格審査書類受付期限	令和6年2月29日（木）
⑧ 入札参加資格審査結果の通知	令和6年3月7日（木）
⑨ 第1回入札説明書等に関する質問回答の公表 【入札参加資格以外に関する質問への回答】	令和6年3月8日（金）
⑩ 対面的対話用資料受付期限	令和6年3月15日（金）
⑪ 対面的対話	令和6年4月4日（木）～ 5日（金）
⑫ 第2回入札説明書等に関する質問受付期限	令和6年4月12日（金）
⑬ 第2回入札説明書等に関する質問回答の公表	令和6年4月30日（火）
⑭ 事業提案書及び入札書の受付	令和6年5月15日（水）
⑮ ヒアリング及び開札予定日	令和6年7月中旬
⑯ 落札者決定及び公表	令和6年7月下旬
⑰ 基本協定締結	令和6年7月下旬
⑱ 事業契約仮契約締結	令和6年9月上旬
⑲ 事業契約本契約締結	令和6年9月下旬

※上記スケジュールに変更が生じる場合は、その内容を通知する。

2 入札手続き等

(1) 入札手続きの概要



(2) 入札公告

ア 入札説明書等の公表

組合は、令和6年2月1日（木）に入札公告を行い、「入札説明書」、「落札者決定基準」、「要求水準書」、「基本協定書（案）」、「基本契約書（案）」、「建設工事請負契約書（案）」、「運營業務委託契約書（案）」、「様式集」及び「提出書類の作成要領」を組合のホームページにて公表する。

イ 担当部署

東紀州環境施設組合

〒519-3671

三重県尾鷲市矢浜3丁目2番3号

電話：0597-49-0080

FAX：0597-49-0081

メール：higashikishu-k5@gaea.ocn.ne.jp

(3) 現地見学会に関する提出書類の受付

応募者の代表企業は、次の事項に従って現地見学会に関する提出書類（様式1-1～1-2）を提出すること。

ア 対象

入札に代表企業として参加する意思を誓約書に表明する者。なお、代表企業以外の構成企業も可とする。

イ 受付期限

令和6年2月8日（木）午後5時までとする。

ウ 提出方法

入札に代表企業として参加する意思を誓約書に表明する者が、持参、郵送（必着、書留に限る）、電子メール又はFAXにより提出する。持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。また、電子メール及びFAXの場合は、提出後速やかに原本を提出すること。

エ 提出書類

(ア) 現地見学会への参加申込書（様式1-1）

(イ) 現地見学会に係る誓約書（様式1-2）

オ 提出先

「第3章2(2)イ 担当部署」を参照のこと。

(4) 現地見学会の開催

ア 現地見学会実施日

令和6年2月15日（木）～16日（金）とする。

イ 見学に当たっての注意事項

(ア) 見学会は、午前又は午後の2時間を1単位とし、各参加者1単位までとする。組合で日程を調整の上、参加申込書提出企業へ通知する。

- (イ) 見学会への参加者数は、15名以内とする。見学に当たっては、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を、参加者各自が携帯し、必要に応じて提示すること。

(5) 第1回入札説明書等に関する質問受付及び回答

第1回入札説明書等に関する質問受付及び回答は、次のとおり実施するものとし、所定の質問書以外では一切応じない。なお、質問に対する回答はすべて公表するものとする。ただし、公平な競争性の確保が危惧される（固有技術に関わるものを含む）などと組合が判断した質問については、回答しない（個別に回答する場合がある）。

ア 受付期限

- (ア) 入札参加資格に関する質問

令和6年2月8日（木）午後5時までとする。

- (イ) 入札参加資格以外に関する質問

令和6年2月16日（金）午後5時までとする。

イ 提出方法

入札説明書等と同時にホームページに公表する第1回入札説明書等に関する質問書（様式2-1～2-2）（Microsoft Excel形式）に記入のうえ、そのファイルを電子メールで提出する。

- (ア) 提出先

「第3章2(2)イ 担当部署」を参照のこと。

- (イ) タイトル

- a 入札参加資格に関する質問について（様式2-1）

「(応募者名)：第1回入札説明書等に関する質問（入札参加資格）」

- b 入札参加資格以外に関する質問について（様式2-2）

「(応募者名)：第1回入札説明書等に関する質問（入札参加資格以外）」

ウ 到達の確認方法

組合が質問書を提出した者に返信する。

エ 回答の公表

- (ア) 入札参加資格に関する質問への回答

令和6年2月21日（水）午後5時までにホームページにて公表する。

- (イ) 入札参加資格以外に関する質問への回答

令和6年3月8日（金）午後5時までにホームページにて公表する。

(6) 入札参加資格審査に関する提出書類の受付

応募者の代表企業は、次の事項に従って入札参加資格審査に関する提出書類（様式3-1～3-6）を提出すること。

ア 対象

応募者

イ 受付期限

令和6年2月29日（木）午後5時までとする。

ウ 提出方法

応募者の代表企業が、持参又は郵送（必着、書留に限る）により受付期限までに提出する。持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。なお、封入物の鑑には「入札参加資格審査書類在中」と朱書きすること。電子メール及びFAXによる提出は認めない。

エ 入札参加資格審査書類

- (ア) 入札参加資格審査申請書（様式3-1）
- (イ) 応募者の構成（様式3-2）
- (ウ) 委任状（代表企業）（様式3-3）
- (エ) 入札参加資格要件確認書 その1（①～④）（様式3-4）
- (オ) 入札参加資格要件確認書 その2（様式3-5）
- (カ) 入札参加資格要件確認書 その3（様式3-6）

オ 提出先

「第3章2(2)イ 担当部署」を参照のこと。

カ 結果通知

入札参加資格審査結果は、令和6年3月7日（木）に応募者の代表企業に書面で通知する。その際、事業提案書の作成に必要な応募者番号を交付する。

キ 入札参加審査結果理由の説明請求

- (ア) 審査の結果、入札参加資格が認められなかったものは、その理由について組合に対して説明を求めることができる。
- (イ) 入札参加資格審査結果理由の説明を求める場合には、組合が通知した日の翌日から起算して5日以内（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に書面（書式は自由）を提出すること。提出方法は、持参又は郵送（必着、書留に限る）によるものとし、持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。なお、電子メール及びFAXによる提出は認めない。
- (ウ) 説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

ク その他

提出期限に遅れた入札参加資格審査に関する提出書類は受け付けない。

(7) 対面的対話に関する提出書類の受付

ア 対象

入札参加資格審査の結果、入札参加資格が認められた応募者。なお、当該応募者は、対面的対話に関する提出書類を提出の上、対面的対話に必ず参加すること。

イ 受付期限

令和6年3月15日（金）午後5時までとする。

ウ 提出方法

応募者の代表企業が、持参又は郵送（必着、書留に限る）により受付期限までに提出する。持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。電子メール及びFAXによる提出は認めない。

エ 提出書類

(7) 対面的対話の申込書（様式4-1）

(イ) 対面的対話用資料

- a 全体処理フロー図（様式4-2①）
- b 全体配置・動線計画（様式4-2②）
- c 設計・建設期間の工程（様式4-2③）
- d 質問事項（様式4-2④）

オ 提出先

「第3章2(2)イ 担当部署」を参照のこと。

(8) 対面的対話の開催

ア 目的

(7) 事業の位置づけや特徴の理解促進

応募者が、本事業の位置づけや特徴を理解した上で、施設整備基本方針に沿って事業提案書を作成できるよう、必要事項を的確に伝える。

(イ) 要求水準未達の防止と創意工夫の発揮

本事業は性能発注により行われるため、応募者に事業条件等を正しく伝えることができない場合、応募者の提案内容が要求水準未達となる可能性がある。応募者と提案内容に関する対話を行うことで、事業条件等に対する認識の齟齬を解消し、応募者の創意工夫を引き出しつつ、要求水準未達となる事態を回避する。

イ 実施日

令和6年4月4日（木）～5日（金）とする。

ウ 実施要領

応募者に対して、対面的対話の実施要領を送付する。

エ 質問事項

事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、応募者は原則として、様式4-2④の質問事項及び当日の質問事項を第2回入札説明書等に関する質問書（様式2-3）に記入して、「(9) 第2回入札説明書等に関する質問受付及び回答」に示す事項に従って提出すること。

(9) 第2回入札説明書等に関する質問受付及び回答

第2回入札説明書等に関する質問受付及び回答は、次のとおり実施するものとし、所定の質問書以外では一切応じない。なお、質問に対する回答はすべて公表するものとする。ただし、公平な競争性の確保が危惧される（固有技術に関わるものを含む）などと組合が判断した質問については、回答しない（個別に回答す

る場合がある)。

ア 受付期限

令和6年4月12日(金)午後5時までとする。

イ 提出方法

入札説明書と同時にホームページに公表する第2回入札説明書等に関する質問書(様式2-3)(Microsoft Excel形式)に記入のうえ、そのファイルを電子メールで提出する。

(ア) 提出先

「第3章2(2)イ 担当部署」を参照のこと。

(イ) タイトル

「(応募者名)：第2回入札説明書等に関する質問」

ウ 到達の確認方法

組合が質問書を提出した者に返信する。

エ 回答の公表

令和6年4月30日(火)午後5時までにホームページにて公表する。

(10) 事業提案書及び入札書の受付

応募者の代表企業は、次の事項に従って本事業に対する提案内容を記載した事業提案書及び入札書を提出すること。なお、組合は応募者の提案内容についてヒアリングを実施することを予定している。

ア 対象

入札参加資格審査の結果、参加資格が認められた応募者

イ 受付期限

令和6年5月15日(水)午後5時までとする。

ウ 提出方法

応募者の代表企業が、持参又は郵送(必着、書留に限る)により受付期限までに提出する。持参の場合は、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時まで及び期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。)とする。なお、封入物の鑑には「事業提案書及び入札書在中」と朱書きすること。電子メール及びFAXによる提出は認めない。

エ 提出書類

「提出書類の作成要領」に規定する様式による。

オ 提出先

「第3章2(2)イ 担当部署」を参照のこと。

カ ヒアリング

ヒアリングの詳細については、別途、事業提案書及び入札書を提出した者に通知する。

キ 開札

開札場所、開札日時及び開札への立会い等については、別途、事業提案書及び入札書を提出した者に通知する。

(7) 開札時期

令和6年7月中旬

(イ) 開札場所

組合が指定する場所

ク 入札結果の通知

令和6年7月下旬に事業提案書及び入札書を提出した者に書面で通知する。
入札結果の概要については、ホームページにて公表する。

ケ 審査結果理由の説明請求

(7) 審査の結果、落札者とならなかった者は、その理由について組合に対して説明を求めることができる。

(イ) 審査結果理由の説明を求める場合には、組合が通知した日の翌日から起算して5日以内（期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に書面（書式は自由）を提出すること。提出方法は、持参又は郵送（必着、書留に限る）によるものとし、持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

(ウ) 説明を求めた者に対する回答は、速やかに書面により行う。

コ その他

(7) 受付期限に遅れた事業提案書及び入札書は受け付けない。

(イ) 提出時には、身分を証明できるもの（社員証等）の提示を求める場合がある。

(11) 入札に関する留意事項

ア 入札説明書等の承諾

応募者は、「入札参加資格審査申請書（様式3-1）」の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

イ 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

ウ 提出書類の取扱い

(7) 事業提案書及び入札書の変更等の禁止

事業提案書及び入札書の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。ただし、組合が必要と認めた場合はこの限りではない。

(イ) 著作権

応募書類の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、応募者に事前に協議した上で必要な範囲において、組合が公表等を行うことができるものとする。

(ウ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を

行った応募者が負う。

エ 資料の取扱い

組合が提供する資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的に使用することはできない。

オ 使用言語及び単位、時刻

「提出書類の作成要領」及び各様式に特別に指定するもの以外は、入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

カ 入札の辞退

応募者は、事業提案書及び入札書の受付期限までは随時、入札を辞退することができる。ただし、事業提案書及び入札書の提出後は、辞退を認めない。入札辞退届の提出要領は、次のとおりとする。

(ア) 受付期限

令和6年5月15日（水）午後5時までとする。

(イ) 提出方法

応募者の代表企業が、「入札辞退届（様式3-7）」を持参又は郵送（必着、書留に限る）により受付期限までに提出する。持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。電子メール及びFAXによる提出は認めない。

(ウ) 提出先

「第3章2(2)イ 担当部署」を参照のこと。

(エ) その他

- a 入札辞退の撤回はできないものとする。
- b 提出時には、身分を証明できるもの（社員証等）の提示を求める場合がある。

キ 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(ア) 入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札

(イ) 入札参加資格審査に関する提出書類に記載された応募者以外の者が行った入札

(ウ) 談合その他不正行為があったと認められる入札

(エ) 応募者の記名並びに応募者の代理人の署名及び押印を欠く入札または入札事項を明示しない入札

(オ) 事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札

(カ) 同一事項に対し2通以上の書類提出がなされた入札

(キ) その他入札説明書等において示した入札条件に違反した入札

ク 入札の中止等

本事業の入札手続きに関して組合が必要と認めたときは、入札の執行を取りやめることができる。

ケ その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、組合は応募者に通知することとする。

3 入札参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

(1) 応募者の構成

ア 応募者は、設計・建設業務及び運營業務を実施する予定の複数企業によるグループで構成する。

イ 特別目的会社を設立する場合には、応募者は、本事業の設計・建設業務又は運營業務を行う企業のうち、構成員及び協力企業から構成されるものとする（構成員のみで構成することも可能）。

ウ 応募者は、構成企業の中から「(2)イ(ア) 本施設のプラントの設計・建設業務を行う者の要件」をすべて満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。

エ 応募者は、本事業の実施に際して、設計・建設業務及び運營業務のうち、主たる業務を請負又は受託する構成企業を定めることができる。ただし、本施設のプラントの設計・建設の主たる業務は、代表企業が行うこと。

オ 構成企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。

カ 構成企業は、他の応募者の構成企業となることはできない。

キ 構成企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の構成企業となることは認めない。なお、「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

(ア) 資本関係がある場合

次の a 又は b のいずれかに該当する2者の場合。

a 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

次の a 又は b のいずれかに該当する2者の場合。なお、次でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

ク その他、上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合、構成企業が、複数の企業等で構成されるものである場合には、これらを構成するものについても他の応募者の構成企業となることはできない。

ケ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者の入札参加資格要件

応募者は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

ア 共通の入札参加資格要件

5市町のいずれかの入札参加資格者名簿に登録されている者。

イ 各業務を行う者の要件

(ア) 本施設のプラントの設計・建設業務を行う者の要件

本施設のプラントの設計・建設業務を行う者は代表企業とし、次の要件を全て満たすこと。

a 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づき清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。

b 5市町のいずれかの入札参加資格者名簿において、清掃施設工事に登録されていること。

c 次の要件を全て満たす地方公共団体から発注された一般廃棄物焼却施設の新設整備事業を元請として受注し、竣工した実績を有すること。

① 平成25年度以降に竣工した施設

② 全連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式はストーカ式焼却炉に限る）

③ DBO方式による事業

d 建設業法（昭和24年法律第100号）における清掃施設工事に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。なお、監理技術者は、当該企業と直接的な雇用関係にある者であること。

(イ) 本施設の建築物等の設計業務を行う者の要件

本施設の建築物等の設計業務を行う者は、本施設のプラントの設計・建設業務を行う者又は建築物等の建設業務を行う者のうち、次の要件を全て満たす企業であること。

a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。

b 5市町のいずれかの入札参加資格者名簿において、建築一般又は建築一式工事に登録されていること。

c 地方公共団体から発注された一般廃棄物焼却施設の新設整備事業における建築物等の設計を一括して実施した実績（下請けも可とする。）を有すること。

(ロ) 本施設の建築物等の建設業務を行う者の要件

本施設の建築物等の建設業務を行う者は、複数の構成企業とし、少なくとも1社はa、b及びcを満たすこととする。また、少なくとも1社はb、d

及びeを満たす企業であることとする。

- a 建設業法第3条第1項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- b 5市町のいずれかの入札参加資格者名簿において、建築一式工事に登録されていること。
- c 地方公共団体から発注された一般廃棄物焼却施設の新設整備事業における建築物等の施工を一括して実施した実績（下請けも可とする。）を有すること。
- d 5市町のいずれかに本店があること。
- e 建設業法第3条第1項に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が600点以上であること。

(エ) 本施設の運營業務を行う者の要件

本施設の運營業務を行う者は、代表企業又は代表企業を含む複数の構成企業とし、少なくとも1社は次の要件を全て満たすこと（代表企業のみの場合、代表企業が次の要件を全て満たすこと。）。

- a 次の要件を全て満たす地方公共団体から発注された一般廃棄物焼却施設の運転管理業務を元請として受注（当該事業における特別目的会社からの直接受託を含む。）し、1年以上の運転管理業務実績を有すること。
 - ① 平成25年度以降に竣工した施設
 - ② 全連続運転式一般廃棄物焼却施設（処理方式はストーカ式焼却炉に限る）
- b 廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設）の資格を有し、現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者）としての経験・実績を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後2年間以上配置できること。

(3) 応募者の制限

次に該当する者は、応募者となることはできない。

- ア 5市町のいずれかから資格（指名）停止措置を受けている者
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ウ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- エ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- オ 会社法第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- カ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者

- キ 民事再生法第21条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者
- ク 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- ケ 東紀州環境施設組合の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（令和3年4月1日告示第1号）の措置要件に該当すると認められる者
- コ 組合が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者
 - ・東紀州広域ごみ処理施設整備・運営事業者選定支援業務の受託者
八千代エンジニアリング株式会社
アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業
- サ 事業者選定委員会の委員が所属する企業

(4) 入札参加資格の確認

- ア 入札参加資格確認基準日は、入札参加資格審査書類提出期限日とする。
- イ 入札参加資格確認基準日の翌日から落札者決定日までの間に応募者の代表企業が(2)の入札参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合又は(3)に該当することとなる事態が生じた場合には、組合は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。また、落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に応募者の代表企業が(3)のアからサに該当することとなる事態が生じた場合には、組合は当該応募者との事業契約締結を行わない。
- ウ 入札参加資格確認基準日の翌日から落札者決定日までの間に応募者の代表企業以外の構成企業が(2)の入札参加資格要件を欠くこととなるおそれが生じた場合又は(3)に該当することとなる事態が生じた場合には、速やかに組合へ申出を行い、内容がやむを得ない事情である場合に限り、組合の許可のうえ代表企業以外の構成企業の変更を認めるものとする。なお、(3)のアについて、資格(指名)停止期間前までに申し出た場合には、組合はその事情等を考慮し、資格(指名)停止開始後であっても代表企業以外の構成企業の変更を認める場合がある。
- エ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に応募者の代表企業以外の構成企業が(3)のアからサに該当することとなる事態が生じた場合には、速やかに組合へ申出を行い、内容がやむを得ない事情である場合に限り、組合の許可のうえ代表企業以外の構成企業の変更を認めるものとする。

第4章 応募者の審査及び落札者の決定

1 審査機関

組合は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施する機関として、事業者選定委員会を設置した。応募者から提出された事業提案書の審査については、事業者選定委員会が行う。

落札者決定前までに、事業者選定委員会の委員に対し、事業提案書の審査に関して自己を有利（他を不利）にする目的のための接触等の働きかけを行った者は失格とする。

事業者選定委員会委員

委員名	所属・役職
高橋 正昭	四日市大学研究機構環境技術研究所 研究員
深草 正博	皇學館大学名誉教授
濱田 雅巳	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術指導部長
古川 万	公益財団法人 三重県建設技術センター 常務理事
中島 伸幸	三重県環境生活部環境共生局 資源循環推進課長

(敬称略)

2 落札者の決定方法

(1) 入札参加資格審査

入札参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する入札参加資格審査に関する提出書類について審査を行い、入札参加資格要件を確認する。

(2) 事業提案審査

ア 基礎審査

基礎審査は、入札参加資格審査の結果、参加資格が認められた応募者から提出された提案内容が組合の要求する水準を満足するものであることについて確認を行うものである。確認された応募者のみ次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととする。

イ 非価格要素審査

基礎審査において組合の要求する水準を満たした応募者を対象として、「落札者決定基準」に基づき非価格要素について審査し、非価格要素点を決定する。

ウ 価格審査

予定価格を超過しない応募者の入札価格について、「落札者決定基準」に定める算定式により価格点を算出する。

本事業の予定価格は次のとおりである。予定価格を超過した入札を行った応募者は失格とする。なお、本入札においては、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格は設定しない。

予定価格 : 20,404,340,000円 (消費税及び地方消費税を含む)
入札書比較価格 : 18,549,400,000円 (予定価格の110分の100の額)

エ 総合評価

事業者選定委員会は、非価格要素点と価格点から「落札者決定基準」に定める方法により最優秀提案者を選定する。

(3) 落札者の決定

組合は、最優秀提案者の選定結果に基づいて落札者を決定し、応募者の代表企業に書面で入札結果の通知を行う。

第5章 本事業に関する提示条件

1 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりとする。

(1) 本施設の設計・建設業務に係る対価

組合は、本施設の設計・建設業務の対価として、設計・建設工事費を建設業者に支払う（詳細は「入札説明書添付資料－4 対価の支払方法について」を参照）。

(2) 本施設の運營業務に係る対価等

組合は、本施設の運營業務の対価として、運營業務委託費を運営業者に支払う。（詳細は「入札説明書添付資料－4 対価の支払方法について」を参照）。

(3) 支払の減額等

組合は、事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求水準書等に規定する業務水準が達成されていないこと等が判明した場合は、契約金額の減額を行うことがある。減額等の方法についての詳細は、「入札説明書添付資料－5 モニタリング及び対価の減額について」に定める。

2 地元雇用や地元企業の活用

事業者は、設計・建設業務及び運營業務の実施に当たり、5市町の住民を対象とした雇用に配慮するとともに、5市町のいずれかに本店がある企業を積極的に活用すること。

3 組合が適用を予定している交付金について

組合は、本事業の実施に関して、環境省「循環型社会形成推進交付金（エネルギー回収型廃棄物処理施設（交付率1／3）」の適用を予定している。

4 保険

事業者が加入する保険についての詳細は、「入札説明書添付資料－6 事業者が付保する保険について」に定める。なお、事業者の提案に基づき必要に応じて提示した条件以上の補償内容とすること。また、組合が提示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

5 想定されるリスクの分担

(1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものである。設計・建設業務及び運營業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、組合がリスクを負うこととする。

(2) 想定されるリスクの分担

組合と事業者のリスク分担の考え方を「入札説明書添付資料－7 リスク分担」

に示す。なお、リスク分担の詳細は、事業契約書（案）において定める。

6 停止期間中等の処理対象物の処理

異常事態の発生、その他の原因により運転停止の状態又は計画年間処理量の全量
の受入れができない状態に陥った場合、運営事業者は、速やかに組合に報告するこ
と。また、容量を超えた処理対象物を処理できる緊急代替処理方策を実行するもの
とし、これに係る費用を負担すること。ただし、当該異常事態の発生等の原因につ
いて、不可抗力によることを運営事業者が明らかにした場合は組合及び運営事業者
が、運営事業者の責めに帰すべき事由でないこと（不可抗力を除く。）を運営事業者
が明らかにした場合は組合が、当該費用を負担する。

第6章 落札者決定後の手続き並びに契約に関する事項

事業契約に関する契約スキームの概要については、「入札説明書添付資料－2 契約スキーム（例）」に示すとおりである。

1 基本協定の締結

落札者決定後速やかに、組合と落札者は、事業契約の締結に向けた相互の協力義務等について規定した基本協定を締結する。

対象者：落札者

締結時期：落札者決定後速やかに

2 契約内容の協議

組合と落札者は、基本協定締結後、基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約の締結に向け、契約内容について協議する。なお、契約内容の協議は事業契約書（案）の詳細の協議を行うものであり、入札説明書等及びこれらに関する質問回答に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

3 事業契約の締結

(1) 基本契約

対象者：落札者（特別目的会社を設立する場合：落札者及び運営事業者）

締結時期：令和6年9月上旬頃までに仮契約を締結する。本仮契約は建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件とするものとし、令和6年9月下旬（予定）に正式契約となる。

(2) 建設工事請負契約

対象者：建設事業者

締結時期：令和6年9月上旬頃までに仮契約を締結する。本仮契約は令和6年9月下旬（予定）に開催する議会の議決を経て正式契約となる。

(3) 運營業務委託契約

対象者：運営事業者

締結時期：令和6年9月上旬頃までに仮契約を締結する。本仮契約は建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件とするものとし、令和6年9月下旬（予定）に正式契約となる。

4 特別目的会社の設立（特別目的会社を設立する場合）

特別目的会社を設立する場合、落札者は、落札者決定後より仮契約締結までに、速やかに特別目的会社を設立しなければならない。なお、特別目的会社は、次の要件を全て満たさなければならない。

(1) 運営事業者の本店所在地は、尾鷲市内とすること。なお、本施設所在地を特別目的会社本店所在地として登記することはできない。

(2) 応募者のうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。

- (3) 運営事業者の定款において、会社法第 326 条第 2 項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を組合に提出すること。
- (4) 運営事業者の株主は、組合の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

5 地位の譲渡等

組合の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務等を譲渡、担保提供またはその他の方法により処分してはならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金等

ア 建設工事請負契約

建設事業者は、設計・建設業務の履行を保証するために、設計・建設工事費の100分の30以上に相当する金額を設計・建設期間中の契約保証金として建設工事請負契約の締結時に組合に納付する。

イ 運營業務委託契約

運営事業者は、運營業務の履行を保証するために、運営期間中の後半10年間（令和20年度～令和29年度）における年度運營業務委託費の100分の10に相当する金額を契約期間中の契約保証金として運營業務委託契約の締結時に組合に納付する。

(3) 契約保証金の納付方法

契約保証金は現金で納付するものとするが、契約保証金額に相当する次のいずれかの担保を提供することにより替えることができる。

ア 債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行等の保証の提供

イ 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）の保証の提供

ウ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（履行ボンド）の提出

エ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険の締結

第7章 公表資料の一覧

入札説明書と同時に公表する資料は、次のとおりである。

1 入札説明書添付資料

- 入札説明書 添付資料－1 事業実施区域
- 入札説明書 添付資料－2 契約スキーム（例）
- 入札説明書 添付資料－3 役割分担概念図
- 入札説明書 添付資料－4 対価の支払方法について
- 入札説明書 添付資料－5 モニタリング及び対価の減額について
- 入札説明書 添付資料－6 事業者が付保する保険について
- 入札説明書 添付資料－7 リスク分担

2 別添資料

- 別添資料「落札者決定基準」
- 別添資料「要求水準書 第Ⅰ編 設計・建設業務編」
- 別添資料「要求水準書 第Ⅱ編 運營業務編」
- 別添資料「要求水準書 添付資料」
- 別添資料「基本協定書（案）」
- 別添資料「基本契約書（案）」
- 別添資料「建設工事請負契約書（案）」
- 別添資料「運營業務委託契約書（案）」
- 別添資料「様式集」
- 別添資料「提出書類の作成要領」